

## 傍 聴 要 領（案）

### 1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

### 2 傍聴者の定員

- (1) 傍聴者の定員は、5名とする。

### 3 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するときには、次の事項を守ってください。
  - ア 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
  - ウ 飲食を行わないこと。
  - エ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
  - オ その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (2) 傍聴者が上記の事項に違反した場合は、退場してもらうことがあります。